

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年1月から同年3月までの期間及び58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年1月から同年3月まで
③ 昭和58年10月から59年3月まで

私は、上記期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、未納になっているとの回答であった。

納税組合の役員が毎月25日ごろ集金に来て、父が納付書に現金を添えて妻の保険料と一緒に納付していたので、未納となっているのは理解できない。

納付したことは確かであるので申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③を除き、未納期間は無い。

また、申立人は、納税組合に加入し、父が国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しており、当該納税組合については、元組合員が、「昭和34年か35年ごろには納税組合が存在し、平成15年に解散した。」と証言していることから、申立期間①、②及び③の各期間について納税組合の存在が推認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、社会保険庁の記録から、同時期に国民年金に加入した申立人の母についても申立期間①及び②の各期間について納付が確認できる。

加えて、家業は順調であり、保険料の納付が困難であったことは無かったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、上記期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、未納になっているとの回答であった。

納税組合の役員が毎月 25 日ごろ集金に来て、夫の父が納付書に現金を添えて夫の分の保険料と一緒に納付していたので、未納となっているのは理解できない。

納付したことは確かであるので申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③を除き、未納期間は無い。

また、申立人は、納税組合に加入し、夫の父が国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しており、当該納税組合については、元組合員が、「昭和 34 年か 35 年ごろには納税組合が存在し、平成 15 年に解散した。」と証言していることから、申立期間①、②及び③の各期間について納税組合の存在が推認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、社会保険庁の記録から、同時期に国民年金に加入した夫の母についても申立期間①及び②の各期間について納付が確認できる。

加えて、家業は順調であり、保険料の納付が困難であったことは無かったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、昭和39年に結婚した後、44年ごろに、亡き父から「これまでの期間はすべて納めているので、今後は自分で納付しなさい。」と言われて年金手帳を渡されたことが強く記憶に残っており、申立期間の1年間だけが未納というのは不自然であるので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間で、ほかに未納となっている期間が無い。

また、申立人は、実家の父が国民年金保険料を納付していたとしているが、A市（旧B市）が保管している国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の前後の期間は1年分の保険料を一括して納付しており、当時実家の家業の状況などから保険料を納付する資力は十分にあったと考えられ、申立期間の1年分のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金保険料は、A銀行B支店にて私が納付しましたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、夫婦共に、国民年金加入期間について申立期間以外に未納は無いことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、C市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の保険料については、昭和60年6月4日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立人が主張する金融機関への納付は可能であったと考えられる。

さらに、申立期間前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間はそれぞれ3か月であり、合わせても6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 63 年 3 月

結婚後 1、2 年してから国民年金の加入手続をした。その際、これから支払いしないと年金を受給できなくなると言われ、さかのぼってまとめて納付した。

それ以降は毎月納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②以外は、国民年金保険料の未納期間が無く、国民年金の資格取得以降は厚生年金保険との切替手続を適切に行っている。

申立期間①について、A 市保管の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和 60 年 6 月ごろ国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、この時点において、申立期間のうち 57 年 10 月から 58 年 3 月までは時効となり、保険料を納付することはできず、また、特例納付期間でもない。続く 58 年 4 月から 60 年 3 月までは過年度納付となり、申立人は A 市 B 支所の窓口で納付したとするが、A 市では、過年度分の収納事務を取り扱っておらず、B 支所の中に国庫金を取り扱う金融機関も設置されていなかったと回答している。

さらに、申立人が一括納付したとする金額も、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と大幅に異なっている。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、当時の住民票から申立人はA市C地に居住していたことが確認でき、D駅近くのE銀行で納付したとの主張に不自然さはみられず、一月分のみ未納であることは不自然と考えられる。

その他の周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の保険料については、納期限を過ぎてから役場の国民年金担当課の A さんという方に納めた方がいいと言われたので、毎回集金に来てもらい納付した。

納付が終わったときに、すべて納め終わったと言われた。

第3 委員会の判断の理由

B 町が保管する国民年金被保険者カードによれば、申立人は、昭和 53 年度中に同年度分の保険料及び当時は未納であった 52 年度分の保険料を納付している上、54 年度分以降は保険料を現年度納付しており、申立期間③の前後は保険料の納付に積極的に取り組んでいたことがうかがえる。このような時期に申立期間③のみが未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、役場職員に毎回自宅に集金に来てもらい国民年金保険料を納付したと主張するが、B 町に照会したところ、職員による出張（戸別）徴収はしていなかったとしており、申立人の主張は当時の B 町の取扱いと相違している。

また、申立人が納付を勧められたとする役場職員が国民年金を担当することになったのは、昭和 52 年 4 月 1 日からであることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分の期間は時効により納付することができない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の保険料については、納期限を過ぎてから役場の国民年金担当課の A さんという方に納めた方がいいと言われたので、毎回集金に来てもらい納付した。

納付が終わったときに、全て納め終わったと言われた。

第3 委員会の判断の理由

B 町が保管する国民年金被保険者カードによれば、申立人は、昭和 53 年度中に同年度分の保険料及び当時は未納であった 52 年度分の保険料を納付している上、54 年度分以降は保険料を現年度納付しており、申立期間③の前後は保険料の納付に積極的に取り組んでいたことがうかがえる。このような時期に申立期間③のみが未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、役場職員に毎回自宅に集金に来てもらい国民年金保険料を納付したと主張するが、B 町に照会したところ、職員による出張（戸別）徴収はしていなかったとしており、申立人の主張は当時の B 町の取扱いと相違している。

また、申立人が納付を勧められたとする役場職員が国民年金を担当することになったのは、昭和 52 年 4 月 1 日からであることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分の期間は時効により納付することができない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年12月まで

申立期間当時住んでいた住居の隣に国民年金担当課に勤めていた人がおり、結婚と同時に国民年金に加入した。

会社に勤めていたときは厚生年金保険に加入し、会社を辞めたときは国民年金の加入手続をしていたので、保険料を納付しなかったことは無い。

昨年、社会保険事務所に被保険者記録照会をしたところ、国民年金が6か月未納になっていると言われ驚いた。

未納期間は絶対に無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年11月に国民年金に任意加入し、その後、厚生年金保険に加入したが、厚生年金保険の資格を喪失した翌月の52年11月には、再び国民年金に任意加入している上、177か月の任意加入期間のうち申立期間以外に未納が無く、申立人の年金に対する意識の高さがうかがえるところ、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立期間は、6か月と短期間である。

さらに、申立期間の前後を通じて、住所や夫の仕事に変更はなく、その生活状況に大きな変化はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から45年3月まで

20歳になり集落の自治会の役員が集金にきて、父親が国民年金保険料を払ってくれていた。

昭和44年8月に結婚をして私の両親と同居をした夫は、同月から納付済みになっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた両親や夫の保険料と一緒に申立人の分も父親が納付していたはずであると主張するところ、社会保険庁の記録によれば、申立人の父親は昭和36年4月から死亡時まで、母親は36年4月から60歳到達時まで、夫は44年8月に結婚してから60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、結婚前まで同居し、父親が国民年金加入手続や保険料の納付をしていたという申立人の妹については、20歳になってすぐに国民年金への加入手続が行われ、国民年金保険料が納付されていることから、父親の納付意識は高いことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和45年8月28日に払い出されているが、A町（現在は、B市）に照会したところ、過年度保険料の納付希望者には納付書を渡す取扱いを行っていたとの回答があることから、納付意識の高い申立人の父親において、同町から過年度保険料の納付書を受領してこれを納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成12年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から同年6月1日まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。平成12年5月分の給与支給明細書を持っており、保険料も控除されているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与支給明細書、雇用保険の記録及びA社の事務担当者の供述から、申立人が申立期間、同社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書の支給額から、18万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間後は適用事業所となっているが、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、申立期間当時、法人事業所となっていたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していたか否かについては、元事業主は不明としているが、元事業主が保管して

いる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に資格取得年月日が平成 12 年 6 月 1 日と記載されているとともに、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、42年2月から同年9月までの標準報酬月額を5万2,000円、42年10月から44年6月までの標準報酬月額を5万6,000円、44年7月から同年10月までの標準報酬月額を6万円、44年11月から45年3月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月28日から45年4月1日まで

私は、昭和26年3月10日にA社に入社し、平成5年3月14日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について加入していないことが判明した。申立期間については、会社側も勤務していたことを認めて、在籍証明書を発行しているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び在籍証明書並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社C営業所に申立期間に継続して勤務し(昭和42年2月28日に同社B支店から同社C営業所、45年4月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動。ただし、社会保険適用上は同社C営業所は同社B支店と同一。)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和42年2月から同年9月までの標

準報酬月額を5万2,000円、42年10月から44年6月までの標準報酬月額を5万6,000円、44年7月から同年10月までの標準報酬月額を6万円、44年11月から45年3月までの標準報酬月額を6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき、3度の厚生年金保険被保険者資格報酬月額算定基礎届や申立てどおりの被保険者資格の喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が資格喪失日を昭和42年2月28日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年2月から45年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社。以下同じ。）における資格喪失日（昭和20年9月30日）及び資格取得日（昭和21年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月30日から21年4月1日まで

私は、昭和20年4月1日にA社B支店に入社し、平成3年10月9日に定年退職するまで終始一貫して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者資格が無いことが判明した。途中退職したことは無いので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支店において昭和20年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失後、21年4月1日に同支店において再度資格を取得しており、20年9月から21年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社が管理する人事記録から、申立人が申立てに係る事業所に申立期間も継続して勤務していることが確認できる。また、同社は、「申立人については、申立期間も厚生年金保険被保険者として取り扱っていた」旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月の社会保険事務所の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得及び喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から21年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失に係る記録を昭和47年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、45年8月から同年9月までは3万円、同年10月から46年9月までは3万6,000円、同年10月から47年3月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
氏 名 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月16日から47年4月16日まで

A社C出張所（後にD支店に変更）に勤務していた当時の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、加入期間は昭和44年9月11日から45年8月16日までとの回答があった。

A社には昭和44年9月から勤務したが、47年に入って結婚のため退社を申し出たところ、同年春まで勤めるように頼まれたので、4月に新入社員二人に引継ぎをしてから退社した。

A社には昭和47年4月15日まで正社員として勤務したので、申立期間も厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時の支店長、複数の同僚、後任者の証言から、申立人が申立てに係る事業所に昭和47年4月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

さらに、複数の同僚は、申立人が当該事業所で勤務期間中は身分や業務内容が変わった記憶が無いと証言しており、加えて、上記支店長は、雇用保険と厚生年金保険・健康保険は連動して一緒に手続しており、雇用保険だけ切り離して処理したことは無いと証言しているところ、同支店長及び

複数の同僚の雇用保険と厚生年金保険・健康保険の加入記録がほぼ一致していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時の同僚等の標準報酬月額から、昭和45年8月から同年9月までは3万円、同年10月から46年9月までは3万6,000円、同年10月から47年3月までは4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和45年8月16日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年8月から47年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、昭和 41 年 3 月 1 日に船員保険被保険者の資格を申立人が取得し、42 年 4 月 12 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 3 月は 1 万 2,000 円、同年 4 月から同年 7 月までは 4 万 2,000 円、同年 8 月から 42 年 3 月までは 4 万 5,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 19 日から同年 4 月 25 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 4 月 12 日まで
③ 昭和 49 年 12 月 9 日から 50 年 4 月 1 日まで

申立期間①は船舶 A と船舶 B を回航した期間で、申立期間②は C 社に雇用され、船舶 D から船舶 E に社命により転船し、漁に従事した期間である。申立期間③は F 社に雇用され、船長と二人で技術指導員として、外国船籍の船舶 G に乗船し、漁を行った期間の一部で乗船証明書や給料明細書がある。申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の船員保険関係欄に、船員保険記号番号及び昭和 41 年 3 月 1 日資格取得、42 年 4 月 12 日資格喪失とする C 社が記名押印した申立期間と同一期間の記録が記載されている。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿には、申立人と生年月日は相違するが同姓同名で、上記船員手帳の記載内容と同一の被保険者記録が存在する。

さらに、事業主は当時の漁従事者に申立人と同姓同名の者はいないと回

答している。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者記録は申立人に係る記録であり、申立人が昭和 41 年 3 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 42 年 4 月 12 日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行っていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の社会保険事務所の記録から、昭和 41 年 3 月は 1 万 2,000 円、同年 4 月から同年 7 月までは 4 万 2,000 円、同年 8 月から 42 年 3 月までは 4 万 5,000 円とすることが必要である。

一方、申立期間①については、提出された船員手帳から、申立人が船舶所有者H氏に雇用され船舶に乗り組んでいたことは認められるが、船舶所有者H氏は昭和 48 年 3 月 30 日事業を廃止しており、申立期間①に係る船員保険料の控除等を確認できる関連資料が無い。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿においても、申立期間①について申立人の氏名は確認できず、被保険者証記号番号に欠番も無い。

さらに、当時の同僚等の証言も得られないほか、申立てに係る事実を推認できる周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、乗船履歴証明書により船舶Gに乗船していたことは認められる。

しかし、申立人が提出した給料明細書の控除されていた船員保険料額は、船員保険料率から昭和 52 年 5 月以降の当該月分と 53 年 4 月分のもものと認められ、提出された給料明細書は申立期間③に係る給料明細書ということとはできない。

また、船長の船舶Gにおける船員保険被保険者資格取得月日は申立人と同日となっていることが確認できる。

さらに、申立人の勤務実態、船員保険料の控除等について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和61年11月1日に被保険者資格を取得し、62年2月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年2月1日まで

昭和61年10月1日から62年1月31日まで勤務したA社について厚生年金保険に加入した事実が確認できなかったとの回答をもらった。

B社（現在は、C社。以下同じ）、A社及び現在勤務しているD社は、すべてE社の構内下請けで、場所、仕事内容は変わらず、経営者が代わっただけである。30年ほど同じ場所で働いているにもかかわらず厚生年金保険の加入期間に空白があるのは納得できない。当時、私は工場長として勤め、社会保険料も控除されていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社からA社及びD社までE社の構内下請として同じ現場に継続して勤務していたと主張しているところ、当時の同僚3名が申立内容を裏付ける証言をしている。

また、B社の従業員9名中7名(申立人を除く)が、昭和61年9月30日にB社で被保険者資格を喪失、同年11月1日にA社で資格取得しており、申立人についてのみ、当該事業所において被保険者資格が確認できない。

一方、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、整理番号4番が欠番となっている。

また、F社会保険事務局に整理番号の取扱いについて照会したところ、「当時の職員から聴取を行った上、サンプル調査を行った結果、当該事業

所を管轄する社会保険事務所においては、特定の整理番号を欠番とする取扱いは見当たらない。」との回答があった。

さらに、申立人は、「申立期間の3か月ほど前に病気になり、健康保険より傷病手当金を受給していたこと及び当時子供が病気だったため病院にかかっていたことなどがあり、健康保険に加入していないことはあり得ない」と申し述べているところ、上記申述内容には特段不合理な点は見受けられない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が欠落したものと考えられ、事業主は、申立人が昭和61年11月1日に被保険者資格を取得し、62年2月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、D社における昭和62年2月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和61年10月1日から同年11月1日までの期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無く、このほか、申立人が給与から当該保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和50年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月21日から51年1月21日まで

私はB社本社から、昭和50年12月21日付けで資本提携のあるA社に異動することとなった。給与はA社から支給され、厚生年金保険料も給与から控除されていたが、同事業所における厚生年金保険の記録は、資格取得日が51年1月21日となっており、1か月抜けていることが分かった。

保管していた給与明細書により、申立期間の保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び当時の総務課長（給与担当者）の証言により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務（昭和50年12月21日にB社本社からA社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「履行したと思われるが、資料が無いため不明である」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から48年3月まで

私は、社会保険事務所に照会したところ、昭和40年11月から48年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けた。いつかは特定できないが、上記期間のある時に、父から国民年金保険料を支払っている旨の手紙を受け取った。また、申立期間のうち、一部の期間は、自分で保険料を納付したはずである。申し立てたすべての期間を納付したとは言わないが、すべて未納とされていることは納得できないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月に払い出されていることから、払出しの時点では、申立期間は時効の到来により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、市役所あいまいに行った記憶はあるが、納付していた期間や納付方法などの記憶は曖昧であるほか、一部の期間については父が納付していたとしており、その期間は申立人が関与していないことから、納付状況が明らかでない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで
申立期間は、国民年金保険料を A 銀行 B 支店の集金係員に家族全員分を支払っていた。当時は収入もあり、国民健康保険税は最高額を納め、固定資産税、事業税その他の税金などは同行同支店を通して納めていた。まさか国民年金が納入されていないとは思ってもいなかった。確かな証拠物件が無い現在、国を信用した私たちに眠れと言っているのか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付等に関与しておらず、申立人の父親に聴取しても、申立期間に係る申立人の国民年金保険料については、A 銀行 B 支店の行員が集金に来たとき家族全員分を納付したとしているものの、申立人に係る国民年金への加入手続や金額等については記憶しておらず、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人の父親は、保険料をさかのぼって納付したことは無いとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人に係る国民年金資格取得については、社会保険庁の記録及び C 町保管の国民年金被保険者記録によれば、平成元年 4 月 1 日資格取得となっており、申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立期間当時集金に来ていたという A 銀行 B 支店の行員は既に亡くなっており、証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 5 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から同年 12 月まで
② 平成元年 5 月から同年 9 月まで

平成 19 年 11 月 9 日に社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録の確認を求めたところ、2 か所 10 か月納付済期間とすると回答があった。真面目に言いなりに納めてきたのに、このとおりです。

申立期間は認められないと回答があったが、納付書は 4 月から翌年 3 月までの一年分となっているので途中未納の訳が無いと思いますので、しっかり調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は夫が厚生年金保険から国民年金に移行した昭和 59 年 11 月以後二人分の保険料を納付したとしているが、その夫に係る昭和 63 年度及び申立期間の保険料は申立人同様に未納となっている。

さらに、申立人は当時市役所支所で一年綴りの納付書で納付しており、年度の途中だけ保険料を納付しないはずがないと主張しているが、社会保険庁の記録から申立期間の前後は過年度納付されていることが確認でき、市役所支所では納付することができず、かつ、申立期間①及び②の直後の過年度納付年月日からみると、その時点では、申立期間①及び②の保険料はいずれも時効により納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から9年3月まで
A市B区役所で分割して納付していました。当時の住所は、B区でした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を分割して納付したということ以外に国民年金に関する記憶が定かでなく、国民年金の再取得手続、保険料の納付場所が不明である。

また、申立期間直後の平成9年の保険料について、全額免除申請をしているが、申立人から聴取しても免除申請をしたことはないとしているなど、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年11月まで
昭和47年2月から51年11月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は未加入期間であるとの回答をもらった。
A市から送付された納付書に基づいて、B郵便局、C銀行D支店に支払い、国民年金未納の分は、督促のハガキが来て支払いました。
この期間を納付期間として、認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から聴取しても、納付時期や納付金額等について、申立人の記憶も不明瞭であり、国民年金への加入や保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する「国民年金手帳記号番号払出簿」によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和52年1月22日に払い出され、51年12月10日から任意加入となっており、申立期間は未加入期間となり保険料の納付はできない期間である。

なお、社会保険庁の記録及び申立人の年金手帳によると、申立人の資格取得は昭和47年2月3日となっていることが確認できるものの、当該資格取得記録の訂正は平成18年11月2日に行われていることから、それまで申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されることはあり得ない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとする事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年2月まで
20歳の誕生日を迎えるに当たり、昭和41年3月ごろ父が国民年金加入の手続をしてくれた。

「老後加入していて良かったと思う日がきっと来る。」との父の言葉に、「ありがとうございます。」と言ったことを覚えている。

私は学校の生徒で経済力もなく、父が納付していたものと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人の加入手続や保険料の納付を行ったという父親は亡くなっていることから、納付に関する具体的な状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、「20歳の誕生日を迎えるに当たり、昭和41年3月ごろ父が国民年金加入の手続をしてくれた。」と主張するところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、国民年金手帳の発行及び名簿作成年月日は昭和41年9月16日と記録されており、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿でも、申立人の手帳記号番号は同年8月30日に払い出されている。ところで、同手帳記号番号払出簿の申立人の手帳記号番号が記録されている頁の備考欄には「特」を丸で囲んだ押印があるところ、同押印は、申立人の前後に手帳記号番号が払い出された者についても申立人と同様に20歳到達時にさかのぼって資格を取得していることなどから、適用漏れ者や20歳到達者などを対象に適用の促進を図る目的で当時実施されていた「適用特別対策」として資格取得の手

続がなされたことを示すものと考えられ、昭和 41 年 3 月ごろ父親が国民年金加入の手続をしてくれたという申立人の主張と相違する。

さらに、父親と同居していた昭和 42 年 3 月から同年 6 月までの期間及び 44 年 7 月から結婚前の 46 年 9 月までの期間は、国民年金に強制加入すべきであったがその手続はとられていないことから、父親は必ずしも年金に対する関心が高かったとはいえない。

加えて、申立人は、婚姻後国民年金に任意加入しているが、その際、新たに国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることから、20 歳の加入時に手帳記号番号が払い出されていたという認識がなかったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から50年12月まで
昭和47年10月に結婚をし、当時、人事部で年金の知識があった夫に指示され、同年11月にA市役所で国民年金への加入手続を行った。その後は納付書で保険料を納付した。
国民年金への加入手続を行った際に、付加年金を勧められて加入したので付加保険料も納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和51年3月10日に払い出されており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人が国民年金の資格を取得したのは、昭和51年1月12日に任意加入したのが初めてであることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、主にA市のB駅前にあったC銀行D支店で納付をしていたと供述しているが、同支店が開設されたのは昭和50年6月であることから申立期間のうち大部分については納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月から 39 年 12 月までA社（現在はB社。以下同じ。）C事業所に勤務していた。

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 1 日までとの回答をもらった。

正職員になる前の期間だが、同じ仕事をしていたのに、昭和 38 年 9 月末までの期間が未加入となっているのは理解できない。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が入手した人事記録カードでは、申立人は、昭和 38 年 3 月 1 日にA社C事業所に採用され、39 年 11 月 1 日に「試用員」、40 年 1 月 1 日に「職員」として発令されており、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社D支社では、「当時のA社C事業所では、臨時雇用員が厚生年金保険被保険者になったのは、厚生年金保険適用事業所の資格を取得した昭和 38 年 10 月 1 日からであり、それ以前は対象ではない。」と回答しており、社会保険事務所の記録でも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同日であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所が保管している被保険者原票から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録においても、当該事業所に勤務していた臨時雇用員が厚生年金保険被保険者として資格を取得しているのは、昭和 38

年 10 月 1 日以降となっている。

加えて、申立期間について厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 38 年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 26 日から 41 年 12 月まで
(申立期間①及び②のうち 12 か月)

私が A 社に勤務したのは 3 年間 (36 か月) だが、厚生年金保険の加入記録は昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 11 月 26 日までの 24 か月とされている。入社日や退職日について明確に記憶していないが、申立期間①及び②のうち 12 か月は勤務していた。

厚生年金保険被保険者期間が 12 か月不足しているため、不足している 12 か月間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険被保険者期間と一致している。

さらに、当該事業所でほぼ同時期に勤務している元同僚 4 名は、勤務していたと回答している期間と厚生年金保険被保険者期間がほぼ一致しているほか、入社してすぐに厚生年金保険に加入したと回答している。

加えて、当該事業所は、昭和 60 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、業種を変更して現存している事業所に当時の人事資料等が残存していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料は見当たらない。

このほか、社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の

被保険者の資格を取得し、40年11月26日に資格を喪失したことが確認でき、申立期間の健康保険被保険者番号に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 44 年 3 月 31 日

申立期間は、A 法人 B 事業所（現在は、A 法人 C 事業所。以下同じ。）に勤務していた。心身共に大変な仕事をしてきた時期の厚生年金保険料の記録が無い状態はどうしても納得できません。アルバイト等ではなかったはずなので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人 B 事業所の在職証明書及び人事記録により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所における厚生年金保険の適用事業所としての記録は、昭和 43 年 4 月 1 日新規適用となっており、申立期間の一部は適用事業所となっていない。

また、当該事業所では、社会保険に係る資料は昭和 45 年度以降のものしか保管されておらず、人事記録によると、申立期間は A 法人 B 事業所 D 部署に勤務とした記載だけで雇用形態が不明であり、かつ、昭和 44 年 4 月 1 日に技術補佐員として採用の記録があり、A 法人で管理している職員録にも同様の記録があることから、同日以降は事業所管理としての雇用は確認できるが、それより前の期間については確認できないとしている。

さらに、当該事業所によると、以前は、各部署で個別に事務員補佐員等を採用していたこともあり、そのような職員については、社会保険などの加入手続は行っていないとしている。

加えて、申立人の元上司から、申立期間当時は D 部署が同法人から予算を得て、その中から雇用していたとの証言があった。

このほか、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無く申立てに係る事実

を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成3年2月から6年2月までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち平成6年3月から同年5月までの期間における厚生保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から6年5月まで

A社に勤務した平成3年2月から6年5月までの期間の標準報酬月額を、会社の担当者が誤って届けていた。その事実が判明した時点で、B県所在のC社会保険事務所に話をしたが、既に時効で納められないと言われた。

当該事業所はD社の子会社だが、会社の経営が悪化し、親会社から給与が補填^{ほてん}されていた。26万円の給料は子会社の分だけで親会社の分は含まれていない。

会社の間違いは分かるが、自分が悪いわけではないので、申立期間の標準報酬月額を44万円として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成3年2月から6年2月分までについては、A社の源泉徴収簿兼給料台帳によれば、申立人の給料の総支給月額は25万7,000円、厚生年金保険料控除額は1万8,850円と記載されており、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料額が源泉徴収されていることが確認できる。

また、E社（旧D社）では、同期間申立人に非常勤嘱託として月額19万円を支給していたが、厚生年金保険料は控除していないと回答し、D社の給与台帳でも控除の事実は確認できない。

申立期間のうち平成6年3月から同年5月分までについては、上記給料台帳によれば、申立人の給料の総支給月額が44万7,000円、厚生年金保険料控除額は3万1,900円と記載されており、申立人は標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料を給与から源泉控除されていたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間A社の取締役であり、当時の事業主から「申立人は専務取締役として経営の実務を担っており、当時の年金手続についてもよく知っているはず」との供述がある上、申立てに係る標準報酬月額改定の書類を作成した当時の事務員が、「届出書の決裁者は申立人であった。」と供述している。

これらのことから、申立人は「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書きの規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、上記のとおりいずれも申立人の申立内容を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から同年11月1日まで
申立期間について「厚生年金保険被保険者期間調査依頼書」を提出したところ、「名簿及び台帳には該当者は見当たりません」と回答があった。

A社で勤務していた当時の上司の紹介により昭和29年5月からB社で働くことになりました。

その後、B社の同僚と一緒にC社に就職しました。

関係資料等は何も残っていませんが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、亡くなった申立人の妻が、申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人について、元同僚の供述から、申立人が申立期間、B社に勤務していたことは推認される。

しかし、複数の元同僚から「当該事業所では見習期間があった」旨の供述がある上、申立人の妻も「入社後、夏ごろに見習期間が終わって正社員になった。」と供述していることから、見習期間がどの程度の期間であったかについては特定することはできないものの、当該事業所では、従業員が入社して、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、欠番は無く、申立人の資格取得は昭和29年11月1日となっており、29年10月31日以前に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月ごろから 34 年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月ごろから 36 年 11 月 26 日まで

申立期間①についてはA社B事務所に入社し、辞令を受け、現場での朝7時から翌朝7時までの24時間勤務の作業でした。

申立期間②については、C社D事業所若しくは本店の所属で、E地区の工事現場で働いていたことを記憶している。

当時の工事担当部長と意見の相違があって昭和36年11月26日に退社した。

F社会保険事務所の回答では、被保険者名簿に記録が無いとのことですが、申立期間を含めて厚生年金保険料を約44年間払い続けてきました。再調査をし、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、申立人が勤務したとするA社B事務所の厚生年金保険適用を確認したところ、当該事業所は昭和35年7月21日に新規適用となっていることから、申立期間は厚生年金保険適用事業所となる以前の期間である。

また、申立人が記憶している現場監督者も申立期間①においては、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、申立人と同時期にC社G支店に入社した6人に照

会したところ、申立人を承知している者はいない上、当該事業所では、E地区の工事は施工していないと回答している。

また、社会保険庁が保管するC社G支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人が勤務したとするA社及びC社に類似する事業所複数について、事業所名の検索を行ったがいずれにも申立人の氏名は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年5月1日まで

私は、昭和20年10月から22年4月まで、A市のB社に勤務していました。加入期間について社会保険事務所から回答が届きましたがB社の厚生年金保険加入期間は、昭和22年5月1日から同月22日までとの回答でした。

終戦後の昭和20年10月から22年4月まで間違いなく勤務していました。

この期間を厚生年金保険加入期間として認めて、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、当時の同僚に聴取したものの、申立内容を確認できる証言を得ることができなかった。さらに、社会保険事務所が保管している「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」及び「年金番号払出簿」によれば、申立人と同様の業務の従業員は申立人も含めて、すべて昭和22年5月1日に資格取得していることが確認できる上、同僚からの「私も入社は厚生年金保険の資格取得日より前である」旨の供述を踏まえると、当該事業所が何らかの意図をもって、同日から従業員を一斉に厚生年金保険に加入させたものと推測される。

このほか、当該事業所は既に全喪（解散）しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月8日から7年4月1日まで

「ねんきん特別便」に記載の加入記録を確認したところ、A社での加入記録が違っていることに気付いた。私は平成6年10月8日から勤務しているにもかかわらず、加入記録は7年4月1日から8年12月28日までとなっていた。

当時の資料は残っていないが、保険料は間違いなく給料から引落しになっていた記憶があり、会社に問い合わせたところ、会社の手続ミスであることを認めた。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する賃金台帳により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが確認できる上、事業所も、「申立期間に係る被保険者資格の届出は、未届けであり、この期間の保険料は給与から控除しておらず、また、社会保険事務所にも納付していなかった」と回答している。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を有しておらず、保険料控除に関する記憶も不明瞭である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 5 月 16 日まで

申立人の健康上の理由により、夫である私が申立てをする。

申立期間については脱退手当金を支給したとされている。

申立人である妻が受給したかどうかは分からないが、コンピューターの記録だけでは信用できないので、社会保険事務所が受領書を保管していないのであれば、厚生年金保険の加入期間として認めるべきだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」に丸印が付されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 6 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の健康上の理由で、申立人から申立期間に係る脱退手当金の受給の有無に関する供述を得ることができない状況にある上、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 4 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金を支給したとされている。

しかし、退職してから、脱退手当金の支払通知も無く、受領した記憶も無い。

納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。